



北海道の道路と開拓使

〔完〕

和田篤憲

ハ 開拓使の路政

1 道路、橋梁

b 橋梁

前號に於て概略乍ら道路については述べたのであるが、次に橋梁について概観するであらう。

緒、開拓使以前の道路に就ては緒言（第十三卷第一號所載の拙稿）に於て其の梗概を述べたが、橋梁については些も

これを述べなかつたし、尙、橋梁は路政の重要部分を占め

特に其の築造方法及架設の箇所は路政の参考となる點多きを以て、比較のため、特に沿革の概要を叙し、次で開拓使

の橋梁政策に及ぶことゝしよう。即、札幌本廳、函館支廳

及び根室支廳の順を以て述べるであらう。然してこれら各

廳の橋梁中民營の橋梁は比較的其の數多かりしを以て、道

路の場合に於けるが如く、各々民營、官營の兩者に分つて

のべよう。

札幌本廳⁵⁾

記録に依れば、天保五年、積丹漁場請負人、松前平民岩田金藏は自費を以て積丹余別川に長さ二十八間幅一間半の板橋を架したが、安政四年には小樽漁場支配人、磯屋久五郎は自費を以て小樽「ヲコハチ」川に長さ五間、幅二間の板橋を架したのであつた。然して同六年、小樽漁場支配人田澤長兵衛は自費を以て同所勝納川に長さ八間、幅一間半の板橋を架した。文久年間には新冠領漁場請負、函館平民井口兵右衛門は自費を以て新冠「ウラリ」川に長さ七間、三尺、幅一間三尺の板橋を架し、浦河橋と名づけたのである。其の後慶應二年、幕府は小樽内川に長さ十六間三尺、幅一間五尺の板橋を架したのであるが、同三年三月、井口兵右衛門は自費を以て新冠領「オクマサラ」に長さ四間、幅一間四尺の板橋を架した。是歳、靜内領漁場請負人、函館平民佐野専左衛門は自費を以て同所、捫別川に長さ十九間五尺、幅一間一尺、同所古川に長さ十六間三尺、幅一間一尺、同所長川に長さ六間、幅一間の板橋を架し、各々其の川名を以て橋に名づけたのであつた。又美國領漁場請負人、岩

田金藏は自費を以て積丹場所、美國川に長さ十二間、幅二間の板橋を架設した。以上は明治以前の本廳に於ける橋梁の梗概であるが、尙以下、維新以後の橋梁架設について述べよう。先づ民營に依るものよりはじめ、次で官營の橋梁に及び、第三に官費による橋梁の架設修繕に費消した金額を年次に掲げたる表を示すこと、しよう。

民營の橋梁

明治三年五月、民費を以て日高郡浦河郡茅實村茅實川に長さ五間、幅一間三尺の板橋を架した。漁場持函館商榷富右衛門金千九百兩を以て膽振國千歲川に長三十間、幅二間の板橋を架す。同四年十月、小樽平民藤野彌三兵衛自費金百九十三兩三分餘を以て小樽郡信香町に板橋を架した。十月、民費を以て小樽勝納川に長六間、幅二間二尺の板橋を架し勝納橋と名づけた。同六年十月、篠路村平民早山晴太郎自費を以て篠路川に長十三間、幅一間一尺五寸長十三間、幅一間二尺の二板橋を架し、是歳小樽郡民費を以て同郡朝里川に長二間幅二間の板橋を架す。同七年七月、十勝國當縁

郡漁場持函館平民杉浦嘉七自費を以て同郡當縁川に長三十六間、幅二間の板橋を架した。同八年天鹽國增毛郡增毛村平民小野寅吉自費を以て同村小川に長二間、幅四尺の板橋を架す。同年八月民費を以て古平郡歌葉村字「チルノフ」川に長十四間、幅一間一尺の板橋を架し岩手橋と稱した。

同年九月、民費を以て積丹郡中川に長十三間二尺、幅一間の板橋を架し中川橋と名づく。同年十月、十勝國當縁郡漁場持杉浦嘉七自費を以て同郡生花苗沼に長六十三間三尺、幅二間の板橋を架す。同年十月、天鹽國增毛郡增毛鼻寒別川に長八十一間、幅二間の板橋を架し、其の費額金三千六百四十六圓九十四錢七厘、内二千四百圓二十八錢四厘を民費とした。同年十一月、天鹽國增毛郡舍熊村より留萌驛に

至る途中信砂川に長二十三間、幅二間の板橋を架し、費額金九百五十四圓五十六錢四厘、内六百圓五十五錢六厘を民費とした。同年十一月、天鹽國留萌郡漁場持栖原小右衛門外九名金百三十五圓を以て留萌川に板橋を架したのである。

同九年十月、小樽平民牧口徳太郎等自費を以て同所勝納川

に長五間、幅二間の板橋を架す。同十年四月、日高郡靜内

郡捫別、古川二橋自今大破修繕は官費小破は民費と定む。

同年九月、天鹽國增毛郡增毛村民山田茂八金五百三十圓六十四錢二厘を以て同村箸別川に長十五間、幅一間三尺の板橋を架し、箸別橋と名つけた。同年十二月、民費を以て後志國積丹郡日司村日司川に長六間、幅一間一尺の板橋を架す。是歲小樽郡熊笹川に民費を以て長二間、幅一間一尺五寸の板橋を架す。同十二年十月、後志國余市郡民費を以て同郡澤町字「スツキ」川に長六間の板橋を架し榮橋と名つけた。同十三年八月、余市郡中町梅川に民費を以て長四間、幅一間三尺の板橋を架し旭橋と名つけた。

官營の橋梁

明治三年五月、日高國浦河郡茅實村月寒川に長五間、幅一間三尺、同郡後鞆村字「フレベツ」川に長五間、幅一間三尺の板橋を架し、是歲、小樽郡「ボンナイ」川に長五間、幅一間一尺の板橋を架した。同五年十月、古宇郡協議費金五百四十一圓六十七錢五厘を以て神惠内村古宇川に板橋を

架す。同八年七月、札幌豊平川架橋に着手す。該川は源を石狩國札幌岳に發し、札幌を経て對雁村に至り石狩川に合してゐる。上流を札幌川といひ豊平村は札幌本道の衝に當り初め渡船を以て通行したが、明治四年四月に至り始めて橋を架したのである。此川は洪水毎に崖崩壞河流變遷し

隨て架すれば隨て破損す因て此舉あり。八月、古平郡濱中村字「チョンベタ」川に長六間、幅二間の板橋を架し、蛭子橋と名づく。十月、天鹽増毛郡増毛鼻寒川に長八十一間、幅二間の板橋を架した。其の費額金三千六百四十六圓九十四錢七厘、内二千四百圓二十八錢四厘を民費とし、十一月天鹽國増毛郡舍熊村より留萌驛に至る途中信砂川に長二十三間、幅二間の板橋を架し、費額金九百五十四圓五十六錢四厘、内六百圓五十五錢六厘を民費とした。

同九年十二月、豊平橋成る。此工事雇米人機關師「エンダブリウホルト」の計畫である。其の工事報告には略左の如く云つてゐる。

「橋梁は河流の方向と正角に架し東西兩岸の橋臺と中央一個の臺

を以て之を支持す橋臺は尺角の木材を樹角端と其の間は「ホルト」を貫き更に横木鳩尾筋を以て緊着し内部に大小の石礫を填滿し別に橋臺の兩側に木材を以て翼を築き其の長各沿岸百英尺に及し此翼の一端は橋臺の後邊より凡十五度の角度を成し以て河水の衝激を防ぐ中臺亦同法に依る唯異なる所は兩端尖りて其の面と四十五度の角度をなし水塊を碎き流木を防ぐにあり。

右橋臺及竣工の後適宜の足場を作り橋材架橋に着手す其の方法先づ岸上に於て下桁を整合し轉輪に載せて足場上に輪し殆んど水平の位置に据付上桁は各材を別々に取り之を假支柱上に置いて整合し構材の位置より數英寸高く置き次に本支柱及副支柱を各其の位置に嵌め上桁を漸次に下し諸部全く下桁の上に遷るに至り又釣棒を以て各其の位置に入れ螺旋を以て各部を密合せしむ此橋面凸形にして上桁は稍長きを以て螺旋を緊合するに隨ひ下桁を足場より釣り上げれば之を支るは只中臺と橋臺のみなり。

架橋竣功の後弓形に着手し先づ構材兩側に曲線を畫し標準とし弓形の兩端を中臺と兩岸橋臺に堅く填め雙方より作工し中央に至つて接合し全く弓形を爲す次に釣棒を以て弓形を構材の下桁に接合して之を緊合し弓形をして構材重量の一部を支へしむ。

如斯して後足場を撤し横支柱及支柱を入れ且つ幅五英寸深さ四英寸の床桁は弓形竣功前に幾分を入れ置き其の殘餘を悉く排置す

此床桁は下桁の上に在りて正角を爲し兩端「ホルト」を以て緊着し其の上に二重の橋板を釘付す其の下に在るもの厚二英寸床桁の線と六十度の角度を爲し其の上に在るもの厚二英寸半の堅木板にして角度前に同じと雖も之と反對の方向をなし以て堅牢の板路となり又能く横支柱を助けて暴風を防ぐべし」と

架橋の上建は「ハウ」氏の方法に據て築造し長二百八英尺と同百六英尺の二部に成る。

同十年四月、日高國靜内郡門別、古川二橋自今大破修繕は官費小破は民費と定めた。同十年八月、是れより先き四月中豊平川に洪水があつて豊平橋は大いに破損した。是に至つて雇米人土木教師「ウキルリヤム、ホイラー」をして重修の事を調査せしめ尋で工事に着手した。今左に其の重修説を參考として掲げるに、

「初此橋(破壊せし)を架するの計畫及建築上の大缺點を略叙せんに川幅を廣くし激端の中央に橋臺を設け二橋を架せるは無益にして却て破壊を來たす是其の一なり、橋臺(四十)廣き爲めに衝激強く其の基礎たる河底の砂礫を流蕩するに至る是其の二なり、架橋上流の幅廣くして兩岸を浸すが如き洪水なしと雖も雨雪の出水毎

に水勢方向を變して兩岸崩壞、斜に橋臺に衝突するに至る是其の三なり、橋臺基礎充分深からざる是其の四なり。

豊平川の札幌市中を距る概ね半里許りより石狩川に會する間は洪水の時と雖も川幅百乃至百五十尺に過ぎざるは實測に由り知り然らば二百八尺の一橋にて足れり且其の近傍の兩岸に適宜の堤防を築き流水を疏通し其の方向を定めば洪水と雖も激衝を防ぐに足るべし故に大體左記の方針に依り計畫せり。

一 短橋を全く撤却し代りに土堤を築くこと

一 從來の橋臺を水底平面迄取除け其の面前より西方十七尺の所に更に長橋の西邊を支へ木材の橋臺を築き舊橋の出面長百七十七尺を百九十四尺に増す事

一 舊橋總長二百八尺にて出面長百七十七尺なれば其の東西兩邊の橋臺に据付たる部分の長十五尺半づ、は無用に屬せり故に今普通橋梁架設法に倣ひ兩邊共橋臺へ七尺づ、据付八尺半は西方へ延す事

一 木製弓形の兩邊を新築橋臺より増構し總て新橋の位置に従ひ結構すべき事

一 舊木製の堤防を除き新に再設して橋臺の保護とし特に二條の河水を合して新橋の中央に通せしむべき事

一 現今札幌工業局備の蒸氣唧筒其他至當の術を以て新橋臺及

札幌本廳官設橋梁經費表

年 紀	四 年	五 年	六 年	七 年	八 年	九 年	十 年	十 一 年	十 二 年	十 三 年	十 四 年	十 五 年
五十圓 新架	2,997.50	2,276.45	2,666.25	2,656.45	2,732.85	4,458.55	3,330.85	2,749.95	4,456.25	1,050.95	1,050.95	1,050.95
以上 重修	0	0	0	1,350.60	2,000.00	2,218.25	2,868.00	8,682.25	2,226.25	2,226.25	2,226.25	2,226.25
計	2,997.50	2,276.45	2,666.25	4,007.05	4,733.45	6,670.80	6,200.85	11,432.20	8,679.50	3,277.20	3,277.20	3,277.20
五十圓 新架	3,811.00	3,850.00	2,550.00	3,350.00	4,070.00	4,770.00	2,710.00	3,110.00	3,010.00	3,010.00	3,010.00	3,010.00
以下 重修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3,811.00	3,850.00	2,550.00	3,350.00	4,070.00	4,770.00	2,710.00	3,110.00	3,010.00	3,010.00	3,010.00	3,010.00
新架	2,276.45	2,276.45	2,276.45	2,276.45	2,276.45	2,276.45	2,276.45	2,276.45	2,276.45	2,276.45	2,276.45	2,276.45
重修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
總計	2,276.45	2,276.45	2,276.45	2,276.45	2,276.45	2,276.45	2,276.45	2,276.45	2,276.45	2,276.45	2,276.45	2,276.45

堤防を成文け深く築造する事

同十年十月、豊平橋修築竣工す明治四年來新架修補概ね虚歳なからしか此に至つて始めて完全を得たのである。

函館支廳

享和三年、箱館内潤町に始めて板橋を架して永國橋と名づけた。其の後文化元年龜田川に長さ十二間、幅二間の板橋を架設し萬年橋と名じ、同二年七月、七重濱に木橋を架し常磐橋と名け、八月、有川に板橋を架した。同三年七月に

は久根別川に長さ二十三間、幅三間の板橋を架す。安政三年六月、乙部村を距る一里許なる姫川に幅五尺、長さ十三間の板橋を架したが、元治元年九月、西部幌別川に幅二間長さ十二間の板橋を架し、大橋を名じた。尙慶應二年六月西部歌葉、大黒澤川に幅五尺、長さ五間の板橋を架した。同三年四月、木古内、知内の兩村人民が協力し、建育川に幅一間、長さ十二間の板橋を架けた。然して界橋と名づけたのである。明治元年六月、民費を以て、俄蟲村小川に板

橋を架し、中橋と名づけた。同二年二月、民費を以て熊石村、鳴神川に、幅一間二尺、長さ四間二尺の板橋を架け、畑中橋と名す。三月福山小松前川及唐津内川に板橋を架けたのである。かくて置使以來架橋修繕工事は甚多かつたが、明治五年、函館札幌本道建築を除く外、六年以前は簿書火災に罹り烏有に歸したので、調査に由ない。故に左に其の概略を記す。然して叙述の順序は札幌本廳のそれに倣ふ。

民營の橋梁

明治四年三月民費を以て島牧郡本別川に幅二間、長十二間の板橋を架し小川橋と名づけた。同六年七月、土橋村人民田ノ川に幅五尺、長三間三尺の土橋を架し坂下橋と名づく。同七年二月、民費を以て熊石村の西堺川に幅一間四尺、長四間の板橋を架し根崎橋と名づけた。同年八月下湯川村人民湯ノ川に幅一間二尺五寸、長四間三尺の板橋を架し湯ノ川橋と稱した。同年九月民費を以て木古内札刈間の大平川豊漁橋を修補した。同八年五月、民費を以て下湯川村鮫川に幅一間二尺五寸、長五間の板橋を架し鮫川橋と名づけ

た。同年六月、知内村有志者中ノ川に幅一間、長八間の板橋を架す。同年九月、戸切地村有川村人民協力し其の村界に一橋を架した。同九年四月、民費を以て知内驛の西、馬渡川に幅一間、長五間の板橋を架す。同八月吉岡村人民吉岡川に幅一間五尺、年六間の板橋を架す。同十年十月、三谷村人民上磯郡大當別川に幅一間一尺、長十二間の板橋を架す、又有志者福島郡及部村及部川に幅一間三尺、長三十一間の板橋を架す。

官營の橋梁

明治三年八月、目名、田澤兩村間の大川に幅一間、長四間二尺の板橋を架し大川橋と名づけ、同四年八月、木古内村中央鮫川に幅二間、長十間の板橋を架し神惠橋と名づけた。同五年五月、天野村鶉村の中間字二股に土橋四、字石川に土橋三、其の他丸太橋三十六箇所架修した。六月、森街道中ノ川に長五間幅二間の板橋を架したが七月、森村に幅二間、長四間二尺の板橋を架す。同年十月、函館若松町に洋式板橋を架したが、是は管内洋式架橋の始である。同

八年九月、鶉山道小鶉川に幅四尺、長十二間の板橋を架し小鶉川橋と名づく。同十三年、函館東濱町旭橋橋失に由て再架す、其の基礎堅牢鐵橋の如く、又堀江町堀川に無柱板橋を架し橋下舟行に便した。同十四年、函館某洋式の石橋を公園内に架す、是は管内洋式石橋の始である。

根室支廳⁹⁾

嘉永四年六月のこと、東海岸標津漁場請負人は自費を以て字「トボ」川に長さ六間幅六尺、「ツナ」、「川」には長さ四

間、幅六尺、「タナリマフ」川には長さ四間幅六尺、「ケネカフ」川には長さ六間、幅七尺の土橋を各々架した。次で安政五年には北海岸藻琴川に、萬延元年には字「オンネナイ」川に、明治元年には北海岸止別川に各々架橋せられたが、此等は皆漁場請負人柏屋伊兵衛の自費に係るものであつた。次に根室支廳に於ても前記二廳と同じく民營、官營の橋梁の順に述べ、最後に根室支廳に於ける新架重修經費表を擧げよう。

函館支廳新架重修經費表⁸⁾

年 紀	七 年	九 年	十 年	十 一 年	十 二 年	十 三 年	十 四 年	十 五 年 一 月
五十圓 新架	一、三〇七・三三六	八、〇七・〇三二	六、三三・〇六九	五、六五・〇八五	五、八二・四三三	五、三三・六三二	三、四四・九七七	〇
以上 重修	五、四七・七三三	一、七五・〇四七	二、三三・〇五八	〇	二、九七・〇	六、八・〇四四	二、二六・九三三	〇
計	一、〇〇二・〇六九	二、六二五・〇八九	九、〇六・一三〇	五、六五・〇八五	七、〇二・四三三	五、八六・三三三	五、五三・九一〇	〇
五十圓 新架	〇	四、四・九〇	一三・九九	二、四六・三三七	六、六・一七九	〇	一、九・一八〇	〇
以下 重修	五、四八・六六八	一、五二・四一七	四、一・〇三	八、〇三・〇四	一、〇七・一八〇	二、一三・〇〇四	五、三三・四四	一、三三・〇〇〇
計	五、四八・六六八	一、五二・四一七	四、一・〇三	八、〇三・〇四	一、〇七・一八〇	二、一三・〇〇四	五、三三・四四	一、三三・〇〇〇
新架	一、〇〇七・三三六	八、〇七・〇三二	六、三三・〇六九	五、六五・〇八五	五、八二・四三三	五、三三・六三二	三、四四・九七七	〇
重修	五、四七・七三三	一、七五・〇四七	二、三三・〇五八	〇	二、九七・〇	六、八・〇四四	二、二六・九三三	〇
總 計	七、〇〇四・〇七〇	九、八四・〇六九	一、〇〇二・〇六九	八、〇六・一三〇	一、〇〇九・四三三	八、〇〇九・六六六	五、五三・九一〇	一、三三・〇〇〇

民營の橋梁

明治三年八月、民費金四十三兩を以て根室宇初垂川に長四間、幅一間三尺の板橋を架す。同四年五月、民費金三百八十兩を以て根室郡別當賀川に長二十間、幅二間の板橋を架した。同四年八月、民費金九十五兩を以て根室郡字穗香に長五間、幅二間の板橋を架す。同年九月民費金百五十七兩餘を以て網走郡網走川に長百五間、幅二間の板橋を架した。同五年四月千島國振別外四郡の橋梁は漁場持等時々巡視修繕せしむ。同六年六月、漁場持函館平民藤野伊兵衛自費金千五百圓を以て紋別郡藻鷲川に長三十五間、幅一間一尺同支川に長五間、幅五尺同幌内村字音湯禰布川に長二十五間、幅一間の板橋を架す。同八年四月、藤野伊兵衛金百五十一圓餘を以て紋別郡雄武川に長三十四間、幅一間四尺「サロル」川に長二十一間、幅一間四尺音湯禰布川に長十八間、幅一間四尺の板橋を架す。五月、野付郡床丹及當幌橋出水のために流失す。同年十月、藤野伊兵衛金千八百圓を以て網走郡網走川に長百二十五間、幅五尺の板橋を架し

た。同九年十一月、根室彌生町鯉登井橋流失し、櫻庭某自費にて長二間半幅二間餘の板橋を架し櫻橋と名づけた。同十年六月、藤野伊兵衛金三百七十五圓を以て網走郡藻琴川に長二十五間、幅五尺の板橋を架す。同十二年九月、根室平民柳田藤吉金千四百八十圓を以て野付郡別海村西別川に長二十四間、幅二間三尺の板橋を架し楊柳橋と稱した。同十四年五月、厚岸郡散布橋大破し漁場持鹿島萬平金二百三十四圓六十一錢五厘を以て長十五間、幅二間の板橋を架し、藤野伊兵衛金四百五圓を以て斜里郡止別村川に長十七間、幅六尺網走郡字能取山中に長十間、幅五尺の土橋を架す。

官營の橋梁

明治四年七月、野付郡春別川に六間飛刈川に二十間の板橋を架した。同年八月、金六十七兩を以て根室郡本町の小川に長四間幅一間三尺の板橋を架し開成橋と名づけた。同年九月、根室郡幌茂尻、辨慶當灰、込仁臼、別當賀川鮭漁税を免す。同五年八月、野付郡字荷所丸川外八ヶ所に長二間より二十八間迄の土橋を架した。同七年五月、各出張所

々轄内橋梁は官吏巡視修覆に注意せしめた。同八年六月、渡場持拜借地近傍路線の架梁破損の節は直ちに届出させた。同十年七月、野付郡社萬邊内川外六ヶ所に長二間より八間迄の板橋を架した。同年九月、厚岸郡散布川外三ヶ町に長十間より二十一間迄の板橋を架したのである。同十一年四月、紋別郡藻蔭村藻蔭橋沙留村の雄武橋流失し假りに渡船を設けた。同年九月、野付郡飛刈川に長二十間の板橋を架す。同十二年五月、釧路郡宇春採橋出水のため破損した。同年九月、釧路郡春採川、白糠郡大樂川に各長十二間の板橋を架す。同十三年九月、春採橋長十二間、幅二間を架した。同年十月根室郡初垂川に長五間の板橋を架し、大樂毛橋を修架した。同年十一月、根室郡根室別、野付郡音根別外十四箇所に長二間より十四間迄の板橋を架す。同十四年七月、野付郡九蟲川に長十二間西別川に長四間の板橋を架した。同年十月、根室郡宇「キナトエウス」川に長三間の板を橋架したのである。

2 驛 遞¹¹⁾

驛遞の施設に至つては、往時より多少の變遷を見、こゝに維新となつたのであるが、明治二年、開拓使の設置以來は種々改廢せらるゝ處があつたのである。以下此等の事情を叙述するに方り、驛遞場所、驛遞法及扶助法の三に分つてこれを見よう。

a 驛 遞 場 所

明治二年七月、置使當時に於ける驛遞所の數は百二十六を算したが、十一月に至り、從來會所又は運上家と稱してゐるものをやめ、同時に漁場請負人の經營を停止し、元省藩士寺院等の支配に係つたものを本陣と稱し、各地漁業收税金の幾分を割いて其の經費の補給に充て、且旅宿所を脇本陣と改稱して、單に旅客の休息に充て、又は官立本陣といひ取締役を置き自ら經營し、或は村持本陣と稱し村の費用を以て經營せしむることゝなつた。然して驛政は従前と大差なく、村持本陣のみは農閑の時期に限り、其の業務に従事せしめたのである。明治五年一月には本陣を旅籠屋並と名づけ、同四月には更に旅籠屋と改稱した。次で五月に

根室支廳新架重修經費表¹⁰⁾

年 紀	四 年	八 年	十 年	十 一 年	十 二 年	十 三 年	十 四 年
五十圓 新架	115,000	0	85,833	255,751	556,556	41,909,977	80,232,244
以上 重修	0	0	150,555	0	0	0	113,173
計	115,000	0	95,668	255,751	556,556	41,909,977	94,445,417
五十圓 新架	0	3,777	120,000	0	130,744	331,010	0
以下 重修	121,000	0	55,587	0	33,000	0	136,533
計	121,000	3,777	175,587	0	163,744	331,010	136,533
新架	115,000	3,777	1,011,831	255,751	657,140	4,632,967	80,232,244
重修	121,000	0	195,861	0	33,000	0	136,533
計	236,000	3,777	1,207,692	255,751	690,140	4,632,967	1,001,008

は驛渡場と名じ、かくてこれを悉く開拓使の掌下に置き、驛遞取扱人なる役人を設置し以て、官文書の取扱其の他一般の驛遞業務を處理せしめた。尙、十五年二月に開拓使が廢せられたことは既に度々これを述べたが、其の當時に於ける驛遞所數は百十二であつた。

b 驛 遞 方 法

傍、驛遞は如何にして行はれてゐたかといふに、これを

公私二となし、公文書の遞送には御定賃金を給し、私物の遞送には相對賃金に依らしめたのであつた。これ明治五年一月のことであるが、其の後九年十月には驛遞規則の制定あり、遞送方法及賃金に關する規定が設けられたが、後、十一年にはこれを改正してゐる。

c 扶 助 方 法

驛遞方法は以上の如くであるが、驛遞場所の維持困難な

るものに對しては官より手當を支給する外、漁場税割與法を行使し、金員を補給し、必要に應じては官馬の貸與をなし且無利息年賦をも行ひ、新設の驛遞場所には特に家屋馬匹を貸與し年賦法を以て所有權を獲得せしめ、尙、閑暇を利用し農業等に從事し得るやう附屬地をも支給してゐる。

以上、これを要するに開拓使の驛遞政策は舊幕府のそれを踏襲したものゝ比較的多かつたことは事實動かす可からざる處であるが、諸種、該方面に拂つた努力が如何に大きかつたかは察するに難くはないであらう。

3 渡 船

次に渡船のことに言及しよう。これも舊幕府時代に於ける制度を踏襲したものが、多かつたがそこには又自ら異なるものもあるから極簡単に其の概要を述べることにする。先づ、これを五つの見點より叙す、即ち(一)官員、平民に依る渡船區分(二)渡船賃錢(三)渡船制限(四)渡守給料(五)渡船の經營法がこれである。

官員平民に依る渡船區分¹²⁾

明治四年九月十九日篠路村渡守宛の達によれば、官、私に依つて渡船區分を規定してゐる。然して先づ、命ずるに篠路村より石狩迄の渡守を以てし、渡舟二艘を下附し、開拓使及び諸官省官員の通行の節は公私に不拘。人足二人御定賃錢五割増の割合を以て一人につき、乘賃永三百三十五文づゝ受取るやうに命じ、尙御用物竝に官員の荷物は公私共五貫目以上人足一人前同前の割合を以て永百六十七文五分、十貫目以上は前同斷人足二人の割を以て永三百三十五文づゝの賃錢を受取ることにした。但し手荷物は五貫目以内は無賃、五貫目以上は前同様のことになしてゐる。

然るに平民に至つては乘賃及荷物賃錢は官員と同額を徴することゝせるも官より下したる渡舟を利用することえ禁じ。備船以外の船を以て相對繼立をするやうに命じてゐる。元來交通の便に資して備へられたる渡舟が官員の公私交通にのみ使用せられてゐた事は封建の制去りたる後の日尙淺き當時平民がかくも重んぜられてゐなかつた有様を察知するに難くはなからう。

渡船賃錢¹³⁾

明治六年十一月八日の達を見るに、篠路村茨戸川船渡の渡賃は人、一人五厘で、馬一匹八厘となつてゐるが、十二月一日より渡賃は改正せられてゐるから、常に上述の如くではなく、且場所や川幅等に依つても渡賃は異つてゐたのである。今公定の渡賃率表を伺ふに、出水の場合は別として、平水に於て川幅三十間程迄は場所の如何を問はず大體人一人七厘、馬二匹一錢の割で、六、七十間の川幅では人一人一錢二厘、馬一匹二錢となつてゐるが、尙石狩川の二百二十間(出水の場合)に對しては人一人三錢馬一匹五錢と定めてゐる。(尙渡舟賃は駕籠或は乗馬等の如きは右に關らず總て人馬頭數を以て領收した。)

渡船制限¹⁴⁾

渡船の制限は八年十一月二十二日の達に現はれてゐる。かゝる制限は比較的交通の頻繁なる箇所起るのを通常とするが、この規定は豊平川渡舟の場合である。勿論沈没又は怪我をおそれて一定の制限を定めてこれ以上乗つてはいけないといふのであつた。即其の制限は左の如くである。

一 一度渡舟 人二十人限

一 同 上 荷馬三匹限

一 同 上 空馬四匹限

渡守給料¹⁵⁾

次に渡守の給料を見るに大凡三種に分れる。即ち(一)民營(二)官營(イ)渡舟賃を徴せざるもの(ロ)渡舟賃を徴するもの、(三)交通少なきため渡守給料を支給せず必要に應じて渡舟賃を徴して渡舟せしむるもの。

然して民費を以て渡守給料を支辨せられるものは浦河支廳内、當縁、十勝の兩郡に屬する當縁、直別、大津の諸川である。然も留萌支廳管内の諸川の渡守に對しては比較的多額の給料を支給し(勿論場所に依つては必しもこの限りでは可成り低額の支給をなしてゐた。)その代りに管内外の者に不係渡賃は總て無賃としてゐたのである。この中最も多額の給料の支給をうけてゐたのが、留萌郡の藥津川で渡守給料は一ヶ年三十五圓であり、苫前、天鹽兩郡の諸川は各々二十五圓、宗谷郡、惠々間、増保意の兩川は各々十五圓であつた。然して

各郡の都合に依り渡守は幾人を増置するも給料は定額の外支給しないといふのが當時の規定であつた。次に官營にして渡賃を徴するものであるが、これが諸川の中普通一般のもので一番數も多かつた。石狩、余市、古平、岩内、白老、

勇拂、浦河、三石、靜内、新冠、沙流、様似、幌泉、諸郡の川々はこれであつて、渡賃を各人馬より徴する外、尙渡守團體に對して人數の如何を問はず、一ヶ年一ヶ所十四圓五十二錢を支給したのである。以上の外根室支廳管内に於ける人馬交通甚稀で一ヶ月一、二度の客人の通行のみしか無いやうな諸川にては渡守のみでは生計が立たないから官よりの渡守給料は七年五月以後は支給しないこととし、他管の通行人のある場合には川幅の大小に隨ひ規則によつて定めた渡賃の規定を川渡場に掲示し置き、それによつて賃錢を徴收することとなつてゐた。(管内外又同郡他郡の者に對する渡賃徴收法は所によつて各々適宜に定められてゐた。)⁽¹⁾ 渡船の經營法

尙、渡舟の大小破損の修繕の外新規購入等に要する費用

は或ものは官費、或ものは半官半民費を以てし必しも一定してゐなかつたのである。

二 開拓使時代の北海道紀行

開拓使時代の道路交通政策は上述の如くであるが、然らば當時に於ける道路狀況の真相が如何なるものであつたか又如何に道路は開修すべきであつたかを何等かの方法によつて今少し詳密に知ることは必しも不必要なことではなからうと思ふ。故を以て次に開拓使顧問「ホラシ、ケプロン」の配下にて、親しく北海道を旅行したる地質長兼鑛山士「ヘンリ、ライマン」氏の北海道記事に依り、當時の道路狀況の一端と併せて氏の道路開鑿に關する意見の一部を伺ふこととしよう。偕、同氏が根室より函館迄旅行したる總日數は五十三日で、この里程は八百十九英里(三百廿七里六分)とあるから、平均一日の行程は十五英里四分五厘(六里一分八厘)となるが、其の中舟行又び徒歩を十日とすれば(其行程九十六英里半即三十八里六分)残りの日數一日平均里數は十六英里八分(六里七分二厘)となる譯である。この

里程は騎兵或は鐵道馬車の平均里數よりも却つて速であると述べてゐるから、¹⁷⁾道路の險惡をも考慮に入れなければならぬが、兎に角該方面に於ける道路狀況は事實全體として比較的良好なものであつたのではなからうかと愚考する次第である。(尙、其職掌上、諸地理、地質的事業及び製圖等も)然も事實部分的にこれを見れば尙大なる惡道路もあり、又時に及んで同氏も道路開鑿等に就て種々意見を述べてゐるのであるが、其の等幾多の惡道路の中でも特に著名なものは増毛山越のそれである。以下氏が述べたる處を少しく引用するに、¹⁸⁾

「(前略)當日竝ニ翌日ノ行路ハ困難ナルコト事此地ノ鄙諺ニモ傳フル所ナリ今日經過シタル徑路ハ大抵鹿ノ作リシモノナラン(力點和田、以下これに倣ふ)若シ山羊或ハ鹿ノ集リテ作リタル路ナラバ相應ノコトニテ決シテ此歌類等ノ耻辱ニハアラザルベシ假令火藥ヲ以テ岩石ヲ破裂スルヲ知ラズ且鷄糞或ハ鑿チモ用ヒズシテ唯手ヲ以テ瓦礫ヲ取棄タリトスルモ人間ノ建築トハ思ハレ難シ最高峰ヨリ此方ノ路ハ此十年間少シモ修理ヲ加ヘザリシナラン故ニ荷ヲ負ハザル馬モ通行シ難キ所多ク依テ荷馬ハ

時々駄荷ヲ卸サルベカラズ斯ク築道ノ宜シキヲ得ズシテ野蠻風ナル實ニ百千ノ足ヲシテ無益ニ險路ヲ攀シシムルト云フシ且勾配ノ較平等ニシテ開キ易キ山間アルニ故ラニ遙カ高キ山嘴ニ沿ヒ不絶登降スル様ニ路ヲ築キタルハ解セザル所ナリ固ヨリ太古(初テ通路ヲ築キタリシ頃)鑿ノナキ時代ニハ山腹ニ沿フテ路ヲ開鑿スルヲ得ズ且火藥ノナキ頃ニハ岩石ヲ破裂シテ除クヲ得難カリシナラン然レドモ可ナリノ一位ハ海岸ヲ繞リ彼巖巖ノ上方或ハ其下ニ通シ此路ヨリハ最低キ所ニ築クヲ得タルナルベシ(下略)」

と、惡道のことを大に述べ、且その築道の未熟さを極度に罵倒してゐる。然して、次に彼が原野築道に關して云ふ處を見るに、¹⁹⁾

「(前略)嘗ヘバ石狩ノ原野ニ少費ノ一路ヲ開キ札幌ヨリ之ヲ函館及ビ松前ノ往還ト連接シ又其ノ原頭ニ於テハ平低ノ地ヲ擇ビ空知ノ原ヨリ十勝迄『アイベツ』ハ『ルベシベ』ヨリ紋別迄及ビ『ウリウ』ノ原ヨリ留萌迄其の他海岸ノ重立タリ各場所ノ逕路ト相通セシムルベシ唯此島ヲ開キ以テ移民ニ便ナラシムルノミナラズ漁事及ビ昆布採收ノ業モ隨テ容易ニシテ且利益多カルベシ況ヤ年々數百ノ人命ヲ救護スルノ至要タルニ於テチヤ(下略)」

と、よく實際上の問題に立脚して建言してゐるから、先に我國の築道術の未熟さを罵倒したことも全然故なきではなからう。然も、當時當局は米國式のかゝる大規模の原野道路を築造するに少なからぬ不安を感じてゐたのであつたらうが、氏は原野道路に就ては已に度々陳言してゐるのであつた。然して本原野道路の築造に對しても必しも不經濟的のものでないことを立證して次の如く云つてゐる。²⁰⁾

「漁者モ大危険ヲ冒シ大ニ路銀ヲ費シ且船ニ載セラレ六十日間ノ旅センヨリ寧ロ己ノ足ニ載セラレ其ノ給金ノ内唯食料ト宿賃ノミヲ費シ凡二十日間ニ到着スル方喜バシカルベシ。唯漁業ニ就テ減省スル金額ノミニテモ斯ル道路ヲ開クノ經費ヲ償フニハ十分ナルベシ且其ノ邊ニ於テ豐沃ノ地ヲ開キ移民ニ供セバ其ノ利ハ最モ大ナルベシ。其ノ路上ニ必用ノ旅店等軒ヲ並アルニ至ルハ必然ニシテ食料ノ爲メ田畝モ亦多ク開クベシ而シテ年々數千ノ旅客二度モ此路ヲ通行スルニヨリ其ノ中ニハ彼愛慕スル所ノ南部ニモ劣ラヌ地トナシ移住スル者多キニ至ルベシ」と、

尙、道路築造費の支辨方法に言及し²¹⁾

「道路築造ノ費ハ余ガ昨冬ノ建言ノ如ク一部分ハ廉價ニ土地ヲ拂ハ、其ノ經費極メテ少額ニ止マルノミナラズ許多ノ人口ヲ留ム

ルヲ得ベシ」

と、述べてゐる。其の言や實に切なるものあるを覺ゆるのである。

結 言

以上、私は北海道の道路と、開拓使の路政につき少しく詳細にこれを見たのであるが、最後に開拓使の路政方面に於ける効果を考へて見たい。

抑、開拓使は明治二年七月設立せられ、其後明治四、五年より同十四年まで年々一百万圓の金額を國庫より仰ぎ、之を以て北海道全道の開拓殖産を行つたものであるが、其の後十五年一月、開拓使滿期となりて輿論にしたがひ廢使することゝなつたものであるが、廢使に先だち、官有物拂下に際し、計らずも民意に反せしを以て物議を一世にかもしたことは開拓使なるものを後々正當に判斷するためにならざる支障となつたのであつた。元來開拓使のことたるや如何に巨費を投じたりとて、近々十餘年を以て其の面目を一新

すること能はざるは理の當然にして、殊に舊幕府時代に於て其の基礎が充分出来てゐなかつたのに於てをやである。然も明治政府の樹立後、尙日淺かりし時、かくも大なる出費が人民に對し如何なる期待となつて現はれたかを思ふとき、其の開拓の業蹟の遅々たるは必ずや、一般人民の不人氣を招致するの因由となつたことでもあらう。然して開拓の礎石として北海の地に注ぎ込まれし幾多の財貨は先づ土木事業特に道路橋梁となつて我々に現はれたのである。この苦き基礎時代にかくも巨費を投じて成就した大事業の數を見ると、然も今日の北海道が其の恩恵を蒙ること如何に大なるものあるかを思ふとき、開拓使の効果は已に既に充分に理解せらるゝであらう。

- (5) 開拓使事業報告第二篇七六七—七八三頁
- (6) 同 八〇〇—八〇一頁
- (7) 同 八〇一—八〇四頁
- (8) 同 八一四頁
- (9) 同 八一四—八一八頁

研究

- (10) 同 八二二—八二三頁
- (11) 北海道路誌一一二頁以下
- 開拓使布令類聚上編一〇—一一頁以下
- (12) 開拓使事業報告所仕録布令類聚上編一〇六八—一〇六九頁
- (13) 同上 一〇六九—一〇七一頁、一〇七一頁以下、一〇七五頁
- (14) 同上 一〇七四—一〇七五頁
- (15) 同上 一〇七〇頁、一〇七二—一〇七三頁、一〇七四頁
- (16) 同上 一〇七一頁—一〇七五頁
- (17) 開拓使顧問ホウシ、ケブロン報文 一〇三〇—一〇三一頁
- (18) 同上 九八四—九八五頁
- (19) 同上 八〇四—八〇五頁
- (20) 同上 八〇五—八〇六頁
- (21) 同上 八〇六頁
- (22) 「北海道瀾録初編」明治文化全集第二十二卷雜誌篇一九一頁以下所載參照